

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	幸田町
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	108-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kota.lg.jp/index.cfm/15,0,319,html

執行機関名 幸田町長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第十一の項 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）第1条	幸田町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成26年4月1日第45号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について(平成17年2月21日雇児発第0221002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、町内に住所を有する小児慢性特定疾患児(小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について別添小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第1に規定する小児慢性特定疾患児に限る。以下同じ。)に対し、車椅子等の日常生活の便宜を図るための用具(以下「用具」という。)の給付に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		幸田町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成26年4月1日要綱第45号)